(4)　猶予税額の納付

次に掲げる場合には、猶予税額及び法定申告期限からの期間に係る利子税を納付する。

イ　特定美術品の譲渡をした場合

ロ　特定美術品が滅失をし、又は寄託先美術館において亡失等をした場合

ハ　寄託契約の契約期間が終了した場合又は認定保存活用計画の期間満了後新たな認定を受けなかった場合

ニ　重要文化財の指定の解除若しくは登録有形文化財の登録の抹消がされた場合又は認定保存活用計画の認定が取り消された場合

ホ　寄託先美術館の登録が抹消された場合等（一年以内に新たな寄託先美術館に寄託した場合を除く。）

(5)　その他

イ　寄託相続人は、三年毎に、継続届出書に寄託先美術館が発行する証明書を添付して、寄託相続人の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

ロ　文部科学大臣又は文化庁長官は、右記(4)イからホまでに掲げる場合に該当することを知ったときは、寄託相続人の納税地の所轄税務署長にその旨を通知しなければならない。

(五)　非上場株式等に係る贈与税及び相続税の納税猶予制度について、贈与者の要件の見直しを行った上、経営贈与承継期間（五年間）の末日までに贈与税の申告書の提出期限が到来する贈与を対象とすることとした。（租税特別措置法第七〇条の七～第七〇条の七の四関係）

(六)　非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税猶予の特例制度を次のとおり創設することとした。（租税特別措置法第七〇条の七の五～第七〇条の七の八関係）

(1)　特例認定贈与承継会社の非上場株式等を有していた者が、特例経営承継受贈者に、当該非上場株式等の贈与（平成三〇年一月一日から平成三九年一二月三一日までの間の最初の本特例の適用に係る贈与及び特例経営贈与承継期間（五年間）の末日までの間に贈与税の申告書の提出期限が到来する贈与に限る。）をした場合において、その贈与が一定の要件を満たすものであるときは、特例対象受贈非上場株式等に係る課税価格に対応する贈与税の全額について、当該特例経営承継受贈者の死亡等の日までその納税を猶予する。

(2)　右記(五)における雇用確保要件を満たさない場合であっても、納税猶予の期限は確定しない。

(3)　特例認定贈与承継会社の事業の継続が困難な一定の事由が生じた場合において、特例経営贈与承継期間経過後に、特例対象受贈非上場株式等の譲渡等をしたとき、特例認定贈与承継会社が合併により消滅したとき、特例認定贈与承継会社が株式移転若しくは株式交換により株式交換完全子会社等となったとき又は特例認定贈与承継会社が解散をしたときには、次のとおり納税猶予税額を免除する。

イ　特例対象受贈非上場株式等の譲渡の対価の額、合併対価の額若しくは交換等対価の額（当該特例対象受贈非上場株式等の時価に相当する金額の二分の一に相当する額を下限とする。）又は解散の時における特例対象受贈非上場株式等の時価に相当する金額を基に再計算した猶予中贈与税額とこれらの事由が生じた日以前五年間に特例経営承継受贈者及びその同族関係者に対して支払われた配当等の額（以下「直前配当等の額」という。）との合計額を納付することとし、猶予中贈与税額から当該合計額を控除した残額を免除する。

ロ　特例対象受贈非上場株式等の譲渡等をした場合等（特例認定贈与承継会社が解散をした場合を除き、その対価の額が時価に相当する金額の二分の一に相当する額を下回る場合に限る。）において、左記ハの適用を受けようとするときは、担保の提供を条件に、右記イの再計算した猶予中贈与税額と直前配当等の額との合計額を猶予中贈与税額とすることができる。

ハ　右記ロの場合において、右記ロの特例対象受贈非上場株式等の譲渡等をした場合等の後二年を経過する日において、特例認定贈与承継会社等の事業が継続している場合として一定の要件に該当する場合には、特例対象受贈非上場株式等の譲渡の対価の額、合併対価の額又は交換等対価の額を特例対象受贈非上場株式等の贈与の時における価額とみなして再計算した金額と直前配当等の額との合計額（以下「特例再計算贈与税額」という。）を納付することとし、右記ロによる猶予中贈与税額から特例再計算贈与税額を控除した残額については、免除する。

(七)　産業競争力強化法に規定する認定事業再編計画等に基づき行う登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、同法の改正に伴う所要の措置を講じた上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第八〇条関係）

(八)　中小企業等経営強化法に規定する経営力向上計画の認定（産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日から平成三二年三月三一日までの間にされたものに限る。）を受けた中小事業者等が当該計画に基づき事業に必要な資産を譲り受けた場合等における次に掲げる登記に対する登録免許税の税率を、次のとおり軽減する措置を講ずることとした。（租税特別措置法第八〇条関係）

(1)　事業に必要な資産の譲受けの場合における不動産の所有権の移転登記　一、〇〇〇分の一六（本則一、〇〇〇分の二〇）

(2)　合併による不動産の所有権の移転登記　一、〇〇〇分の二（本則一、〇〇〇分の四）

(3)　分割による不動産の所有権の移転登記　一、〇〇〇分の四（本則一、〇〇〇分の二〇）

(九)　都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から平成三二年三月三一日までの間に都市再生特別措置法に規定する低未利用土地権利設定等促進計画に基づき取得する不動産の所有権等の移転登記等に対する登録免許税の税率を、次のとおり軽減する措置を講ずることとした。（租税特別措置法第八三条の二関係）

(1)　所有権の移転登記　一、〇〇〇分の一〇（本則一、〇〇〇分の二〇）

(2)　地上権等の設定登記等　一、〇〇〇分の五（本則一、〇〇〇分の一〇）

(〇)　道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律に規定する特定連絡道路工事施行者が、道路法等の一部を改正する法律の施行の日から平成三二年三月三一日までの間に特定連絡道路の用に供される土地の所有権を取得した場合における当該土地の所有権の移転登記に対する登録免許税を免税とする措置を講ずることとした。（租税特別措置法第八四条の二の二関係）

(一)　土地の相続登記に対する登録免許税の免税措置を次のとおり創設することとした。（租税特別措置法第八四条の二の三関係）

(1)　相続により土地の所有権を取得した者が当該土地の所有権の移転登記を受けないで死亡し、その者の相続人等が平成三〇年四月一日から平成三三年三月三一日までの間に、その死亡した者を登記名義人とするために受ける当該移転登記に対する登録免許税を免税とする。

(2)　個人が、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の施行の日から平成三三年三月三一日までの間に、相続登記の促進を特に図る必要がある一定の土地について相続による所有権の移転登記を受ける場合において、当該移転登記の時における当該土地の価額が一〇万円以下であるときは、当該移転登記に対する登録免許税を免税とする。

(三)　次に掲げる租税特別措置の適用期限を二年延長することとした。

(1)　特定認定長期優良住宅の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置（租税特別措置法第七四条関係）

(2)　認定低炭素住宅の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置（租税特別措置法第七四条の二関係）

(3)　特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置（租税特別措置法第七四条の三関係）